

生活相談支援窓口にご相談ください

社会福祉課 ☎(88)8113

経済的に困窮し、今後の生活に不安を感じている人の相談窓口を設置しています。お気軽にご相談ください。

生活相談支援窓口

▼日時 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
※祝日・年末年始を除く。

▼場所 社会福祉課

▼対象者 市内在住で、経済的に困窮し、就労などの自立へ向けた支援を希望する人

生活保護制度との違い

▼生活保護制度 生活に困窮する人に対する最低限度の生活の保障と自立の助長を目的とする、生活・住宅・医療扶助などの給付制度

▼生活困窮者自立支援制度

生活保護に至る前に、経済的・社会的な自立に向けた相談支援を行う制度

実施事業

▼自立相談支援事業 相談内容に対し、支援員がどのような

な支援が必要か一緒に考え、具体的なプランを作成し、就業支援や各種制度の活用についてアドバイスを行います。

▼同居確保給付金 離職などにより同居を失った人または失うおそれがある人に、就職活動を行うことを条件に、一定期間、定められた金額以内で家賃相当額を支給します。

▼子どもの学習支援事業 生活困窮世帯で、不登校、ひきこもりを含む学習困難な子どもに対する高校進学・卒業に向けた学習支援や、保護者への相談支援などを行います。

相談から支援までの流れ
①相談窓口にお越しになるか、電話でご相談ください。
②あなただけの「支援プラン」を一緒に作成します。
③「支援プラン」に沿って、問題解決に向けたサポートを行います。

介護サービスを利用するときの利用者負担額には、月々の負担の上限額が設定されています。1か月に支払った利用者負担額の合計が上限を超えたときに払い戻されるのが、高額介護サービス費です。8月から改正される内容は、下の表のとおりです。

長寿福祉課 ☎(88)8117

戦没者などのご遺族の皆さんへ 第10回特別弔慰金を支給します

戦後70年の節目に当たり、戦没者などのご遺族に対して、国として改めて弔慰の意を表するため、特別弔慰金の請求を受け付けています。

請求期限 平成30年4月2日(月)

※請求期限を過ぎると受給できなくなります。

支給条件 戦没者などの死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」を受取る人がいないとき

支給対象者 次の1～4の順序のうち、順位が最も高いご遺族1人に支給されます。

- 1 基準日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人
- 2 戦没者などの子
- 3 戦没者などの①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹(死亡当時、生計関係を有していることなどの要件により、順番が入れ替わります)
- 4 1～3以外の戦没者などの三親等以内の親族(戦没者などの死亡時まで、引き続き1年以上の生計関係を有していた人に限ります)

※第8回・第9回特別弔慰金の請求者には個別にご案内していますが、今回の特別弔慰金を必ず受給できるとは限りません。

支給内容 額面25万円(5年償還の記名国債)

必要な物 ●指定の請求書 ●戸籍抄本 など

受け付け・問い合わせ

▶社会福祉課 ☎(88)8111

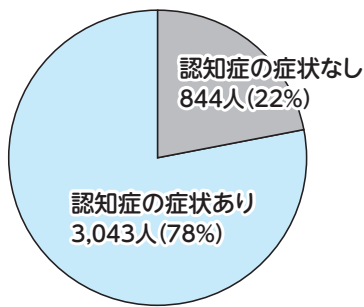
▶長沼市民サービスセンター ☎(67)2112

▶岩瀬市民サービスセンター ☎(65)2112

あなたも認知症サポーターに!

長寿福祉課 ☎(88)8116

要支援・要介護認定者の認知症の有無



認知症になっても安心して暮らせるまち

認知症は、誰にでも起こりうる脳の病気です。85歳以上では4人に1人が発症しています。本市でも、4月1日現在の介護保険のサービスを利用している要支援・要介護認定者の約8割に認知症の症状があり、年々増加傾向にあります(図参照)。

認知症サポーターとは?

認知症を正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人やその家族を見守る「応援者」で

す。認知症サポーターになるためには、養成講座の受講が必要です。

オレンジリングは認知症サポーターの証

認知症サポーターには、オレンジリングが渡されます。オレンジリングを身に付けていることで、周囲にもお手伝いをしていただくことが一目でわかります。



市では、小学生から高齢者まで幅広い年代の認知症サポーターがいて、どなたでもなることができます。個人や団体・企業からの申し込みを随時受け付けています。詳しくは、長寿福祉課にお問い合わせください。



幅広い年代の人が、認知症サポーター養成講座を受けています

介護保険負担限度額の認定申請をお忘れなく!

長寿福祉課 ☎(88)8117

介護保険施設利用時の「居住費」や「食費」は自己負担となりますが、一定の要件を満たせば負担額が軽減されます(下の表のとおり)。

また、現在認定を受けている人は、7月31日(月)で有効期間が満了します。引き続き認定を受けるには、8月31日(木)までに長寿福祉課に申請してください。

認定対象者 次の要件をすべて満たす人
▼世帯全員が市民税非課税である
▼配偶者が別世帯でも市民税非課税である

▼本人と配偶者の預貯金などが単身で1000万円、夫婦で2000万円以下である

注意点 居住費や食費の利用者負担段階の判定に用いる収入には、非課税年金も含まれます。

持ち物 ●本人と配偶者の印章 ●預貯金通帳などの写し

自己負担限度額(日額)一覧

利用者負担段階(対象者)	1日当たりの居住費				1日当たりの食費
	ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室(介護老人福祉施設と短期入所生活介護)	多床室	
第1段階 (本人および世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金・生活保護の受給者)	820円	490円	490円(320円)	0円	300円
第2段階 (本人および世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下の人)	820円	490円	490円(420円)	370円	390円
第3段階 (本人および世帯全員が市民税非課税で、第2段階以外の人)	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円	650円